○農林水産省告示第二千二百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二十五日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県庄原市上谷町字東行奥五八六、五八七、五九三、川北町字盤ノ谷二〇七四、二〇七五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二十五日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一㈠　保安林の所在場所　広島県庄原市口和町竹地谷字渋谷四一三、福山市山野町大字山野字上田原一一八四、一一九二、一一九六、一二一一の二

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　広島県神石郡神石高原町父木野二三〇〇の一、二三〇五の一、二三八〇の一、二三八一の一、二三八一の三、二三八六の一、二三八六の三、二三八八の一、二三八八の二、二三八八の五、二三八八の六、二三八九、二三九〇の一、福山市山野町大字山野字大谷二八〇〇、二八〇一の一、五一四八、五一四九の一、五一四九の二、五一五〇、府中市阿字町字同道久保一〇八四

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

三㈠　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町大朝字愛宕原二一九五、二二〇一、二二〇二、字馬場二三六二、二三六四、二三六五、二三六七、二三七二、二三七三

㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二十五日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一㈠　保安林の所在場所　埼玉県児玉郡神川町大字上阿久原字猿羽背一五四九の一（次の図に示す部分に限る。）、一五四九の二、一五四九の三、大字矢納字桐久保一一四七の一から一一四七の三まで

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　埼玉県入間郡越生町大字上野字姥神二一五〇から二一五二まで、字西山三一二六の六、飯能市大字上名栗字八ヶ原一三五五の一、一三五六の一、一三五七の一、一三五七の二、一三五八の一、一三五八の二、一三五九の二、一三五九の三、三三〇七の一から三三〇七の三まで、三三〇七の六

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字姥神二一五〇から二一五二まで・字西山三一二六の六・字八ヶ原一三五五の一・一三五七の一・一三五八の一・一三五九の三（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁並びに飯能市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年十一月二十五日　農林水産大臣　鹿野　道彦

一㈠　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡南部町下佐野字カレワキ八一一、内船字思親山一四二〇三、字大峯平一四二二七から一四二二九まで、一四二三四、富士川町柳川字高羽根一七七一、一七七二、十谷字奥草り四四六二、四五一五、字権右エ門草里四五一七、四五一八、字梨木沢四五〇七内一、四五〇八、四五〇九、四五〇九内一、四五〇九内二、四五一六

㈡　指定の目的　水源のかん養

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二㈠　保安林の所在場所　山梨県南巨摩郡身延町下部字湯向七から一三まで、一五、一六、二一から二三まで、二五の一、二五の二、南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の一三三・中央市関原字日陰山二四七八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

㈡　指定の目的　土砂の流出の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字皆形二一九七の一三三、字日陰山二四七八

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

三㈠　保安林の所在場所　山梨県北杜市武川町宮脇字上原二一七三の三

㈡　指定の目的　土砂の崩壊の防備

㈢　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字上原二一七三の三（次の図に示す部分に限る。）